

別添

鳥取県西部総合事務所で使用する電気の供給仕様書

1 供給場所

米子市糺町一丁目 160

鳥取県西部総合事務所（1号館、2号館及び3号館他）

2 供給期間

令和7年9月1日から令和10年8月31日まで（3年間）

3 仕様

（1）電気方式等

ア 電気方式 交流3相3線式

イ 電圧 6,000 ボルト

ウ 周波数 60 ヘルツ

エ 非常用自家発電設備 有り（系統連系なし）

（2）契約電力等

ア 予定契約電力 540 キロワット

イ 予定使用電力量（2に示す供給期間総計） 2,474,106 キロワット時

ウ 1年当たりの予定電力使用量 824,702 キロワット時

エ 各月の予定使用電力量 別紙1のとおり

オ 予定力率 100%

（3）季節の区分

ア 夏季 7月1日から9月30日までの間

イ その他季 ア以外の期間

（4）電力量の検針 毎月末日の24時での自動検針

（5）需給地点

鳥取県西部総合事務所敷地内の構内引込柱に設置した開閉器の電源側端子

（6）保安責任分界点

需給地点に同じ

（7）電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

4 供給条件

（1）電気の安定供給

3の（1）及び（2）に示す電気を供給開始日から安定的及び継続的に供給すること。

（2）障害発生時の対応

障害等が発生した場合には迅速に対応できる態勢を構築すること。

（3）託送供給等約款等の遵守

一般送配電事業者の託送供給等約款に基づいた契約を行うこと。

なお、それに基づき需要設備に機器等の付加が必要であるときは、供給事業者の負担で行うこと。

（4）その他

その他、定めのない供給条件等については、受注者が定める契約要綱等によるものとする。

5 契約締結後の提出書類

一般送配電事業者と託送供給等約款に基づく契約を行ったことを示す書類の写しを、契約締結後速やかに発注者に提出すること。

6 契約電力の変更

契約電力を変更する必要があるときは、協議の上、変更することができる。ただし、予定長期契約電力に伴う割引制度を適用させる場合、契約電力は予定長期契約電力を下回ることとはできない。

なお、直近過去1年間の最大需要電力値の変更に伴い契約電力を変更する場合においては、協議することなく自動的に変更することができる。

7 使用電力量の増減

実際の使用電力量は、3の(2)イの予定使用電力量を上回り又は下回ることができる。

8 料金単価の変更

- (1) 基本料金単価及び電力量料金単価は、原則変更しないが、市場価格の変動や全国一律の単価変更等により、契約金額が適正価格から著しく逸脱した場合は、双方協議の上、変更することができる。
- (2) みなし小売電気事業者特定小売供給約款算定規則（平成28年経済産業省令第23号）に定める燃料費調整制度に準じた燃料費調整を行う場合は、受注者からの文書による通知をもって単価を定めることができるが、鳥取県管内の旧一般電気事業者である中国電力株式会社の燃料費等調整制度の基準単価と同一とする。ただし、発注者が当該通知を受け取った日から10日以内に異議を申し立てた場合は、この限りでない。
- (3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく再生可能エネルギー発電促進賦課金を設定する場合は、経済産業大臣が定めた経済産業省告示に基づき定める単価とし、受注者からの文書による通知をもって単価を定めることができる。ただし、発注者が当該通知を受け取った日から10日以内に異議を申し立てた場合は、この限りでない。単価を変更する場合も同様とする。

9 供給期間中における電気料金の算出方法（1月当たり）

支払金額＝基本料金＋電力量料金－受注者固有の割引額

±燃料費等調整単価＋再生可能エネルギー発電促進賦課金

（支払金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）

①基本料金＝契約電力×基本料金単価×力率割引（又は力率割増）

②電力量料金＝当該月の使用電力量×当該月の電力量料金単価

③受注者固有の割引額＝受注者の定める計算方式

④燃料費等調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金

燃料費等調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を加算

燃料費等調整単価は、鳥取県管内の旧一般電気事業者である中国電力株式会社の燃料費等調整単価と同一とする。

（上記の各単価には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。）

10 契約電力を超過した際の超過金

供給期間中の各月において、当該月の最大需要電力がその月の契約電力を超過した場合、最

大需要電力からその月の契約電力を差し引いた需要電力（以下「超過電力」という。）に対して、超過金を徴することができる。ただし、超過金は、9の①に基づき計算した超過電力分の基本料金の1.5倍以下とする。

11 料金の支払

受注者は毎月の検針値に基づき、9の算出方法により算定した支払金額を発注者に請求することができる。支払方法については、請求書による口座振込とする。

12 その他

契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとする。

また、使用電力量及び力率の単位は、1キロワット時及び1パーセントとする。

13 参考

（1）現在の電力供給者名

中国電力株式会社

（2）供給場所における旧一般電気事業者名

中国電力株式会社

（3）以下の項目について、令和6年1月から同年12月までの実績を別紙2に示す。

ア 各月の最大需要電力

イ 各月の使用電力量

ウ 各月の力率

※いずれも将来の需給を示すものではない。